

| 国名 | 対応 |
|-------|--|
| タイ | <p>(3月24日付け知的財産局告示より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 閉庁、受付の時間短縮等の特別措置は言及されていない。 ・ コロナ感染拡大による事態により期限内に手続ができない場合、事態の収束後15日以内にその理由と証拠とともに期限延長申請を行うことができる。 ・ 延長申請が認められた場合、許可命令の受領日から30日の期限延長が可能。 ・ 延長申請が認められなかった場合、命令受領日から15日以内の不服申立が可能。 |
| フィリピン | <p>(フィリピン知的財産庁からの3月16日付けCircularより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 最低限の機能は残し、3月16日から4月15日まで閉庁。同期間中の紙媒体での提出は受け付けない。 ・ 商標、特許、実用新案、意匠とも、電子出願は引き続き受付可能。 ・ 2020年3月16日から4月14日に期限を迎える意見書、異議申立期間の延長申請を含む文書提出および料金支払いについては、期限から30日延長できるものとする。 ・ 閉庁期間中のヒアリング（仲裁を含む）、セミナー、会合は全て延期・中止。 ・ 閉庁期間中の真正認証謄本の申請は受け付けない。 <p>(フィリピン知的財産庁からの3月26日付けCircularより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 優先権主張を伴う特許、実用新案、意匠および商標出願については、規定された期限内にオンライン出願を行わなければならない。 ・ 2020年3月16日から2020年4月14日までの間にオンライン出願システムにより行われた特許、実用新案、意匠および商標出願に係る出願手数料の支払い期限は、オンライン出願日から45日間の延長がなされたものと見なす。出願人は出願時にオンライン支払システムによる支払いを選択することもできる。 ・ 2020年3月16日から2020年4月14日までの間に期限を迎える全ての書類、申請および支払いは、期限から 45日間の延長がなされたものと見なす。 |
| マレーシア | <p>(マレーシア知的財産公社からの3月17日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3月18日から3月31日までカスタマーサービスカウンターを閉鎖。 |

| | |
|--------|---|
| インド | <p>(インド特許意匠商標総局からの3月19日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月15日より前にを予定している特許、意匠案件のヒアリングを、ビデオ会議によるヒアリングとする。ビデオ会議に同意することができない出願人は、ヒアリングの日程を4月15日以降に延期する。 ・4月15日以降に予定しているヒアリングは予定通り実施する。 ・1970年特許法に基づく全ての手続の期限は、申請書と共に期限延長申請を行うことにより延長される。前記申請書は、コロナウィルスの終息した日から1か月以内に提出しなければならず、出願人は、Rule 6(6) of the Patent Rules, 2003の要件を満たす必要がある。 ・商標および意匠案件の期限については、現行の期限に従うものとする。 <p>(3月25日付けインド特許意匠商標総局HPおよび発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・インド特許意匠商標総局は2020年3月25日より21日間閉庁する。 ・閉庁期間内に期限を迎える各種手続、支払いについては、その期限を当局再開日の翌日とする。 ・特許部において2020年3月23日から4月14日に予定している全てのビデオ会議によるヒアリングを中止する。新たな日程は改めて通知される。 |
| インドネシア | <p>(インドネシア知的財産権総局からの3月20日付け発表より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・3月20日から3月31日まで受付業務を閉鎖し、全ての紙媒体による提出は受け付けない。 ・オンライン申請は可能。 ・同期間中に迎える期限の猶予 <p>(インドネシア知的財産権総局HPより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、受付業務を4月21日まで閉鎖。 ・オンライン申請は可能。 ・同期間中に迎える期限を猶予 |
| シンガポール | <p>(シンガポール知的財産庁HPより)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可能な限り電子出願を利用して頂きたい。難しい場合は郵送で書類を提出して頂きたい。 ・コロナウィルスによる影響で期限の延長を希望する者は、期限延長申請をして頂きたい。難しい場合は、ipos_enquiry@ipos.gov.sgまで連絡を頂きたい。 |

| | |
|---------|---|
| ベトナム | <p>(3月31日付け 現地代理人からの情報)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ベトナム知的財産庁は3月30日から閉鎖されている。再開時期を含め、現在のところ政府から正式な告知は発出されていない。 ・オンラインでの新規出願が可能だが、同庁が再開されるまで出願日および出願番号は付与されない。 ・応答手続、審判、異議申立、更新等の手続は、同庁が再開されるまで手続することができない。 <p>(3月31日付け 現地代理人からの情報2)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2020年3月30日から4月30日に期限を迎える知財案件の期限（優先権主張期限、書類の追完期限、方式・実体審査結果等に対する応答期限、更新期限、支払期限、請求期限）は、自動的に2020年5月30日まで延長される。その他の案件について、コロナウィルス感染拡大による影響で知財案件の権利確立および権利実施にネガティブな影響を受けた出願人は、サーキュラー01/2007/TT-BKHCHN（サーキュラー16/2016/TT-BKHCHN改正）9.4および9.5に基づく不可抗力の規則を適用することができる。 ・日ベトナム間PPH申請受付は、当初予定の2020年4月1日から2020年5月4日に延期する。 ・ベトナム知的財産庁とのやりとりは、郵便またはオンラインシステムのみとする。支払いは郵便またはオンライン決済で行う。 |
| ミャンマー | <p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。 商標については現行の登記制度に基づき受け付けている。</p> |
| カンボジア | <p>現在のところ特別な対応はおこなわれていない。紙媒体およびオンラインともに申請が可能。</p> |
| ラオス | <p>(4月1日付け現地代理人からの情報) ラオス知的財産局は4月1日から19日まで閉庁。現時点で当局から手続における措置などの発表はなされていない。</p> |
| バングラデシュ | <p>(バングラデシュ政府からの3月22日付け発表より) 3月26日から4月4日まで閉庁。閉庁期間中に迎える期限は、開庁日まで延長される。オンライン出願は受け付けていない。</p> |
| ブルネイ | <p>(ブルネイ知的財産庁からの3月23日付け発表より) 一時的に窓口業務を閉鎖し、書類提出、出願、支払いのみを受け付ける。</p> |